

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する
コンサルテーション会合（第 2 回会合）
2021 年 3 月 12 日（金）
（14:00～15:30）
Zoom オンライン会議

【司会】

定刻となりましたので、これより、JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合第 2 回会合を開催いたします。本会合に多数の方々がお参加いただきありがとうございます。私、JBIC 経営企画部、北島でございます。前回に続き司会を務めさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。現在、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が継続している状況を踏まえ、第 1 回会合同様、今回もウェブ開催としております。対面での開催とは異なりご不便を感じる部分もあるかと思いますが、事務局としてもできる限りスムーズな運営に引き続き努めてまいりたいと考えております。

まず、本日の全体の流れについてご説明いたします。事前にホームページにてご案内のとおり、今回の議題、第 1 回会合の続きでございます。冒頭に司会からいくつか連絡事項を申し上げます。その後、JBIC から前回以降の動き等について説明の上、本議題に関しまして前回と同じく、環境コンサルタント、イー・アンド・イーソリューションズ様よりご説明いただき、質疑応答という進め方を予定しております。所要の予定時間でございますけれども、1 時間半ということでございまして、15 時 30 分までの予定でございます。質疑応答など状況を見つつ、若干時間、前後する可能性もございまして、仮に延長いたしましても 2 時間を越えないよう、議事を進行していきたいというふうに思います。なお、会合中の途中での退室は自由です。退出後、再入室もできますが、再入室にあたりまして事務局による確認作業を行った上での入室となります関係で、若干お時間を要する可能性があります点、ご留意ください。

本会合に関する連絡事項につきいくつか申し上げます。前回ご参加の方には同じ内容の繰り返しとなり大変恐縮ではございますけれども、今回第 2 回会合からもご参加いただいている方もおられるため申し上げます。本日のコンサルテーション会合の議論につきましては、透明性確保の観点から、後日ホームページ上での公開を予定しております。また、参加者の皆様のプライバシー確保の観点から、撮影、録画については控えていただければと存じます。なお、その観点から Zoom においても、録画ができない設定とさせていただいております。録音につきましてはご自身でのご利用のための録音は妨げるものではございませんが、音声自体を公開することは控えていただきたいと存じます。また、コンサルテーション会合での議事録は公開されますため、特定の個人、団体を誹謗中傷するような発言は行わないよう、建設的な議論を行う場として活用いただきたいと存じます。

次に、ウェブ開催にあたっての留意点を申し上げます。まず、既に皆様ご対応いただいているかと思いますが、登録回答時にご連絡のとおり、匿名希望でのご参加を除きまして参加者名は、基本的に登録番号プラス氏名でお願いしております。ご発言のとき以外はミュートにさせていただきたいと存じます。ミュート設定されてない場合、事務局からミュートにさせていただきます場合もあります点、ご理解ください。カメラのオン、オフにつきましては、任意

でございます。ただし、通信速度影響出るなどの事象が発生する場合には、カメラオフを依頼させていただく場合がございます。質疑応答など、ご発言される際には通常の会議と同様、ご発言者の方はカメラをオンにし、所属、お名前をおっしゃっていただいた上でご発言をお願いします。なお、議事録だけ匿名を希望される場合には、その旨を付言いただければ、議事録は匿名で公開させていただきます。本日、多数の方々ご参加いただいております、画面上、目視で皆様の挙手を確認するのが難しいため、質疑応答の時間にご発言いただく場合には、基本的に Zoom の挙手機能、手を挙げる機能というものがございますが、こちらを活用していただきたいと存じます。司会にて挙手の通知を確認いたしまして、順次ご発言いただくようお声掛けさせていただきます。長くなりましたが、冒頭、司会からの連絡事項は以上でございます。

それでは、前回会合以降の動き等につきまして JBIC からご説明をお願いします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC 経営企画部の五辺でございます。本日もよろしくお願いたします。あらためて、本日も多数の参加者の方にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。本日のメイントピックでございます、国際機関及び他国公的輸出信用機関の環境社会配慮確認ガイドライン、これらの動向について、その議論・説明を開始する前に、前回以降の動きについて、皆さまに簡単に共有させていただきたいと思っております。

まず、2月16日に国際環境 NGO、FoE Japan、それから「環境・持続社会」研究センター、メコン・ウォッチ様より提出をいただきました、『JBIC 及び NEXI の環境社会配慮ガイドラインの改訂に対する NGO 提言』、こちらを環境社会配慮ガイドライン改訂に係るホームページ、これは JBIC と NEXI それぞれですけれども、こちらに2月19日にアップロードをさせていただきました。また、こういったご意見が引き続き皆様の方でございましたら、書面で送付をいただければと存じます。こちらで整理作業の効率化という観点から Word ファイルで頂ければ大変助かります。この点ですけれども、前回 NG03 団体の方からは2月16日に提言書を頂いた後に、あらためて Word ファイルでの送付をしていただいております。この場を借りて御礼申し上げます。今後とも、いただいたご意見等は都度ホームページの方にできる限り素早くアップをして、透明性を確保しながら議論を進めていきたいというふうに考えております。

その他の動きにつきましては、第1回のコンサルテーション会合の議事録につきまして3月8日に先程のホームページにアップをさせていただきました。これからも、こういったペースで議事録を作成するよう心掛けていきたいというふうに考えておりますけれども、会合と会合の間隔次第ってところもありますし、環境社会配慮ガイドライン改訂に係る多様な業務を並行して進めながらの議事録作成ということになりますので、次回の会合に間に合わないってことも出てきてしまうこともあるかもしれません。最大限努力したいとは思いますが、その際はご事情を理解いただければ幸いです。

それから、先程、司会の方からもありましたけれども、今回の会合も緊急事態宣言が延長されている状況ということもございまして、新型コロナの感染拡大を防止、こちらを最優先に考えるという状況に変化がない状況でございます。従いまして、オンラインでの開催とさせていただきます。前回のオンラインの接続の際にちょっとトラブルがあったというパターンもお聞きしております。リンクを使って入室しようとした場合などに、うまく入れなかったというようなこともあったようでしたので、大変、そういった方にはご不便をお掛けしまして申し訳なかったと思います。今回、この点は改善すべく対応をさせていただきましたので、予定された方が皆さん入室されているとよいというふうに思っておりますけれども、何かありましたらご連絡をいただければと思います。引き続きオンライン会合には、なかなか慣れない方もいらっしゃるかと思いますし、通信制限のある方もいらっしゃるかと思いますけれども、何卒ご容赦いただきながらお付き合いいただければというふうに思います。私からは以上でございます。

【司会】

ありがとうございます。それでは、イー・アンド・イーソリューションズ様より、本日の議題に関するご説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

すみません。音声のほう聞こえてますでしょうか。これより始めさせていただきます。イー・アンド・イーソリューションズ株式会社の二郷と申します。1回目のコンサルテーション会合に引き続き、本会合においても発表する機会をいただきました。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

今回は2回目ということで、他国公的輸出信用機関の環境社会配慮ガイドラインの動向をご説明させていただく予定です。本日は前半に、JBICやNEXIと同じ公的輸出信用機関であるECAの環境社会配慮確認の概要についてご説明します。なお、ECAがベンチマークとしているOECD環境コモンアプローチの概要等に関しては、冒頭でご説明いたします。後半には、前回JBIC/NEXIがガイドラインを改訂した2015年以降に、環境社会配慮確認ガイドラインを改訂した機関における事例紹介をさせていただきます。なお、前回も申し上げましたが、今回の発表資料の著作権はJBICに帰属いたしますのでご配慮いただければ幸いです。

2回目とはなりますが前回ご出席されていない方もいらっしゃるかと思いますので、本発表において用いる用語の定義をご説明いたします。まず、プロジェクトを実施するにあたり、環境や社会に対して配慮を行うことを環境社会配慮とします。JBIC/NEXIを含む金融機関の多くでは、環境社会配慮を行うのはプロジェクトを実施する事業者の方々であり、金融機関はそれを確認するという立場を取っています。このため、金融機関が融資等を実施する際に、プロジェクトに対して実施する環境社会配慮に係る審査は、環境社会配慮確認と統一して呼ばさせていただきます。そして、金融機関が定める環境社会配慮確認に係るガイドラインを、

環境社会配慮確認ガイドラインと呼ぶことといたします。JBIC の環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドラインを JBIC 環境ガイドライン、そして同様に、NEXI の貿易保険における環境社会配慮のためのガイドラインは NEXI 環境ガイドラインといたします。そして、第 1 回、第 2 回の発表における対象機関はこちらに示すとおりです。国際機関の対象は 7 機関ですが、本日は主に IDB と EBRD について、JBIC/NEXI のような他国の公的輸出信用機関 Export Credit Agency は、こちらに示す 6 機関を対象とします。なお、この Export Credit Agency は総称として ECA と呼ばさせていただきます。

さらに前回の発表でご説明した内容になりますが、環境社会配慮に係るガイドラインはこちらに示す 3 種類の名称を用いながらご説明させていただきます。金融機関自身の方針や姿勢を示したものをポリシー、具体的な審査手順を示したものをガイドライン、顧客向けの基準を示したものをスタンダード。なお、このポリシー、ガイドライン、スタンダードの分類は、あくまで大きな切り方としてまとめたもので一律の明確な定義に基づいて利用している言葉ではありません。機関によって一部しか持っていないものや統合されているようなものもあるため、あくまでイメージの参考としてご理解いただければと思います。さらに、プロジェクトの分類方法については、プロジェクトの潜在的特性に基づく分類をカテゴリ分類、環境社会リスクや影響に対応するという事業者のコミットメントやキャパシティを踏まえた、プロジェクトの時間軸に応じたリスクに基づく分類をリスク分類といたします。それでは始めさせていただきます。

まず、各国 ECA の環境社会配慮確認ガイドラインの概要についてです。初めに、ECA が用いている環境社会配慮確認のベンチマークについてご説明いたします。ECA がベンチマークとして用いている文書は OECD 環境コモンアプローチと呼ばれます。OECD 環境コモンアプローチは、公的に支援される輸出クレジットの申請に関し潜在的な環境的・社会的影響とリスクを特定し、検討し対処することを目的としたものです。つまり、OECD 加盟国の各国 ECA が順守すべき共通の環境審査手法を定めたルールであり、レベルプレイングフィールドの確保を目的にしたものとなっております。

さて、この OECD 環境コモンアプローチ、これまでの策定経緯をご説明いたします。1990 年代、環境問題への関心が高まる中、独自に環境ガイドラインを策定する ECA が現れ、それとともに OECD 加盟国の ECA 共通の指針の策定を求める動きが高まりました。これを受け 1998 年、プロジェクトのリスク評価に際して環境配慮面を強化する方針を盛り込んだ輸出信用と環境に関する声明が発表され、申し訳ございません。音が途切れているという。音声大丈夫でしょうか。続けさせていただきます。

【司会】

大丈夫です。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

申し訳ございません。すいません、1998年のとこまでお話ししました。プロジェクトのリスク評価に際して、環境配慮面を強化する方針を盛り込んだ輸出信用と環境に関する声明が発表され、これがきっかけとなっております。1999年には、OECD輸出信用グループの中で大規模プロジェクトにおける情報交換に関する協定が発表され、2000年には環境に関する行動宣言が発表されました。そして2003年、ECAのための共通の環境上の指針であり加盟メンバーが輸出信用を供与するにあたり順守すべき共通の環境審査手法を定めたルールとしてOECD環境コモンアプローチが制定されました。その後、2005年、2007年、2012年、2016年に改訂が行われており、現行版は2016年4月6日に改訂されたものとなっております。

OECD環境コモンアプローチには、目的の他、共通のルールとして、プロジェクトのスクリーニング、カテゴリ分類、ECAが実施する環境社会レビューの手法、評価や意思決定、モニタリングについて、また情報公開やOECDへの報告について定めています。また、OECD環境コモンアプローチに添付されるAnnexには、カテゴリAに分類されるプロジェクトの例示、そして環境社会影響評価(ESIA)の報告書の概要が添付されております。2020年7月時点では、世界のECAは32カ国38機関あり各ECAはOECD環境コモンアプローチに沿って環境社会配慮確認の運用を行っているということになります。

ご参考までに2020年7月時点でのECAのリストを示しました。青字になっている箇所が日本のECAであるNEXIおよびJBICです。今回紹介するのはこのECAの中の一部となりますが、OECD環境コモンアプローチはこれだけの数の機関が賛同しているということになります。一方、このECA38機関の中には、新興国の機関はほとんど含まれておりません。参加しているのはメキシコやトルコぐらいでしょうか。世界で一定規模の発言力を持つような新興国でも、OECD環境コモンアプローチを順守する立場にない国の機関があるという点は留意する必要があります。

さて、先程、申し上げたとおり、OECD環境コモンアプローチはこれまで4回改訂が行われています。ここでは、現行版である2016年版における改訂ポイントをご説明いたします。2016年改訂点は大きく、人権、原子力セクター、温室効果ガスの排出の3点となっております。まず、人権について。スクリーニング時には、人権へ重大な影響を及ぼす可能性に関して確認を実施する点が追加されました。そして、スクリーニング実施後には、10百万SDR未満であっても人権の重大な影響が想定されるプロジェクトは、環境社会配慮確認の対象外とはならないと追加がされました。そして、プロジェクトが特定の人権に重大な影響を及ぼす可能性が高い場合、この人権影響の確認が必要となる場合がある点も追加されました。なお、ここでいう人権へ重大な影響を及ぼす可能性が高いプロジェクトとは、児童労働、強制労働、人身売買、虐待など、プロジェクトに直接関連して起こり得る、極めて重大な影響が生じる可能性があるプロジェクトのことを指しています。つまり、全てのプロジェクトにおいて人権に係る確認が必要であるとはしておりません。なお、特定の人権に係る確認に関しどのように実施するべきか、その手法等に関しては具体的な記述はされていません。さら

にプロジェクトに関連する人権については、OECD の多国籍企業行動指針およびビジネスと人権に関する指導原則に関する問題も含めて考慮するという文言も追加されました。

次に、原子力セクターについてです。OECD 環境コモンアプローチで参照している世銀グループの EHS ガイドラインを補足するセクター別ガイドラインとして、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約が追加されました。このセクター別ガイドラインが適用される際の対象としてこれまで原子力発電所だけでしたが、それに加えてその他の原子力施設も追加されました。

そして、温室効果ガスの排出についてです。化石燃料を使用する全ての火力発電所に対し、温室効果ガス年間排出量の予測を OECD の輸出信用作業部会へ報告することが追加されました。また、これまでは操業段階において年間 2 万 5000 トン以上の CO2 排出量を超える場合には、予測される年間の CO2 換算排出量を報告するというふうにされていましたが、こちらが化石燃料発電所プロジェクトの場合には全てにおいて年間の温室効果ガスの排出量の推定値を報告するとされました。そして、温室効果ガス 6 種類、二酸化炭素 (CO2)、メタン (CH4)、亜酸化窒素 (N2O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF6)。こちらに関しては、プロジェクトの操業段階における直接および間接的な年間の CO2 換算排出量、または炭素原単位別の直接的な年間の CO2 換算排出量を報告するという文言も追加されています。なお、これらの情報は一般には公開されていません。

さて、これより調査対象の ECA の環境社会配慮確認ガイドラインの概要についてご説明いたします。まず、アメリカ輸出入銀行 USEXIM の環境社会配慮確認ガイドラインについてです。USEXIM の環境社会配慮確認ガイドラインは、Environmental and Social Due Diligence Procedures and Guidelines という名称であり、現行版は 2013 年版となっています。2013 年を最後に改訂は行われておりません。プロジェクト分類はカテゴリ分類が導入されており、A/B/C のカテゴリが用いられています。国際機関で導入されているようなリスク分類は行っていません。そして USEXIM の環境社会配慮確認ガイドラインは、環境社会配慮確認の方針や手続きを示した本文と顧客に向けたガイダンスである Annex から構成されており、内容は OECD 環境コモンアプローチ等の要求事項を反映したものとなっています。この Annex には、特定のセクターにおけるプロジェクトに求める環境社会配慮についてのガイダンスが示されており、こちら少し特徴的な点として挙げられます。特定のセクターとしては、エネルギー消費当たりの二酸化炭素排出量の多いプロジェクトに関する追加的な指針、そして原子力セクターに係る指針、この二つが示されています。そして環境レビュー結果・モニタリング結果の公開状況ですが、融資契約締結済みの案件の環境レビューの結果やモニタリング結果の公開は USEXIM は実施しておりません。また、USEXIM では環境社会配慮確認ガイドラインに関する異議申立制度として、米国輸出入銀行苦情ポータルが設置されており、なお、こちらの異議申立制度の苦情対応を行っているのは USEXIM 自身であり JBIC のように独立した存在が運用しているわけではありません。

次に、カナダ輸出開発公社 EDC の環境社会配慮確認ガイドラインについてです。EDC の環境社会配慮確認ガイドラインに相当するのは、Environmental and Social Review Directive となります。現行版は 2019 年に策定されたものです。EDC でもプロジェクト分類はカテゴリ分類が導入されており、A/B/C の三つのカテゴリが用いられています。EDC の環境社会配慮確認ガイドラインは、2019 年に環境社会配慮確認ガイドラインの改訂が行われています。この改訂は、2018 年 5 月から 9 月にかけてステークホルダーからの意見を受け付けそれに対する回答をウェブサイトに公開し、2019 年から 2020 年にかけて環境社会配慮確認に相当する Environmental and Social Review Directive を含む Environmental and Social Risk Management Framework というものが公開されました。なお、この改訂では会合形式でのパブリックコンサルテーションは実施しませんでした。先程もお話ししたとおり、JBIC/NEXI の環境ガイドラインに相当するのが Environmental and Social Review Directive ですが、この Directive には、環境社会配慮確認の方針や手続きを示した本文と顧客に向けたガイダンスを示した Annex、その 2 部から構成されています。内容は、OECD 環境コモンアプローチ等の要求事項を反映したものとなっています。なお 2019 年の改訂では、この Directive を含む Framework を公開とこの前にお話ししましたが、この Framework には別途 EDC の姿勢を示したポリシーが含まれています。この点、他の ECA とは異なる点かと思えます。情報公開に関しては、EDC は融資契約締結済みの案件の環境レビュー結果を公開しておりますが、モニタリング結果の公開は実施していません。また、環境社会配慮確認ガイドラインに特化した形での異議申立制度は設置されておられません。

次に、イギリスの輸出信用保証局 UKEF の環境社会配慮確認ガイドラインについてです。UKEF の環境社会配慮確認ガイドラインは、Policy and practice on Environmental, Social and Human Rights due diligence and monitoring となります。この現行版は、昨年 2020 年に公開されています。UKEF でもプロジェクト分類はリスク分類ではなくカテゴリ分類が導入されており、A/B/C の三つのカテゴリが用いられています。UKEF の環境社会配慮確認ガイドラインは基本的に環境社会配慮確認の手順等を示した文書となっており、内容は、OECD 環境コモンアプローチ等の要求事項を反映したものです。昨年 11 月に改訂が行われましたが、改訂にあたりパブリックコンサルテーション会合やパブリックコメント等は実施されずに、改訂日のみ更新はされておりました。大幅な改訂ではありませんでしたが、この改訂では、意思決定プロセスの中で気候変動について考慮するといった点が追記されています。この点は、UKEF として気候変動を重視する姿勢を示したものと考えております。情報公開に関しては、融資契約締結済みの案件の環境レビュー結果を公開しておりますがモニタリング結果の公開は行っておりません。UKEF では、環境社会配慮確認ガイドラインに特化した形での異議申立の制度も設置されていません。

次に、フランス公的投資銀行 BPIFRANCE の環境社会配慮確認ガイドラインについてです。BPIFRANCE の環境社会配慮確認ガイドラインは Our Environmental and Social Commitment という文書であり、現行版は BPIFRANCE の組織改編に合わせて策定された 2017 年版となっ

ております。BPIFRANCEでもプロジェクト分類はリスク分類ではなくカテゴリ分類が導入されており、A/B/Cの三つのカテゴリが用いられています。BPIFRANCEの環境社会配慮確認ガイドラインは、環境社会に係る審査手続きや手順を示した文書であり、内容は他のECAと同様、OECD環境コモンアプローチの要求事項を反映したものとなっています。特徴的な点として、BPIFRANCEでは付保申請書に、JBIC/NEXIスクリーニングフォームに相当するEnvironmental and Social Appendixを添付することが求められているのですが、この中で環境影響の有無の確認の箇所に負の影響、ネガティブインパクトだけではなく、正の影響、ポジティブインパクトについても記載するようにされている点が挙げられます。このポジティブインパクトについてはパリ協定にどのように貢献し得るかといった点も記載することとなっておりますが、パリ協定に貢献しているかどうかというのは貢献していない場合は支援をしないというわけではなく、あくまでも正の影響、ポジティブインパクトをBPIFRANCEとして確認するといった姿勢を示しているものと理解しております。なお運用面では、カテゴリ分類を環境レビューを全て終了した後に実施する点が他のECAと異なる点になります。情報公開に関しては、融資契約締結済みの案件の環境レビュー結果やモニタリング結果の公開は行っていません。またBPIFRANCEでも、環境社会配慮確認ガイドラインに特化した形での異議申立制度は設置されておられません。

次に、ドイツのユーラエルメスの環境社会配慮確認ガイドラインについてです。ユーラエルメスの環境社会配慮確認ガイドラインは、Assessment of environmental, social and human rights issues of export transactions: The Common Approachesという長い名称ですが、こちらの文書であり、現行版は2018年度版となっております。ユーラエルメスでもプロジェクト分類はリスク分類ではなくカテゴリ分類が導入されており、A/B/Cのカテゴリに加えてさらにExisting Operationのカテゴリが用いられている点が特徴的です。ユーラエルメスの環境社会配慮確認ガイドラインは、考え方や手順等を示したガイドラインであり、内容はOECD環境コモンアプローチの要求事項を反映した他のECAと同様のものとなっております。特徴的な点として先程お話ししたカテゴリにExisting Operationが入っている点ですが、これは生産や機能に重大な変化をもたらさず、また事業による環境や社会、人権に係るリスクの影響に変化をもたらさない既存事業の場合にはExisting Operationのカテゴリに分類するというものです。運用面では、スクリーニング時に必要に応じて定型化された質問状を活用しておりました。なお、OECD環境コモンアプローチが適用されない場合、また先程からお話ししているExisting Operationに分類される場合などにおいては、レビューに関連するような特定のリスクがあると判断される場合、包括的なレビューは行わないもののその特定のリスクにだけ焦点を当てて確認を行っているということが運用面の特徴となっております。情報公開に関しては、環境レビュー結果の公開は実施していません。融資契約締結済みの案件のモニタリングについては、結果ではないものの実施しているか否かという点についてのみ公開を行っています。なおユーラエルメスでは、環境社会配慮確認ガイドラインに特化した形での異議申立制度は設置されておられません。

次に、イタリアの SACE の環境社会配慮確認ガイドラインについてです。SACE の環境社会配慮確認ガイドラインは Environmental and social due diligence guideline という名称です。こちら策定年が公開されていないので分からないものの、ウェブサイト上で見られるものが最新版というふうになっております。SACE でもプロジェクト分類は他の ECA と同様、リスク分類ではなくカテゴリ分類が導入されており、ユーラエルメスと同じように、A/B/C に加えて Existing Operation のカテゴリが用いられています。SACE の環境社会配慮確認ガイドラインは手順等について示したガイドラインであり、内容は OECD 環境コモンアプローチの要求事項を反映しています。Existing Operation のカテゴリについてですが、SACE では、環境社会レビューは Existing Operation の場合には不要というふうにしており、潜在的な環境社会リスクの評価のみが必要であるというふうにしております。また、カテゴリ B の環境レビューにおいても、顧客に定型化した質問状への記入を求めています。この質問状は、ESG 投資であるか否かを確認するために人権関連の質問も含んでおり、その中には国連グローバルコンパクトへの賛同状況、移民労働者の雇用状況等が含まれております。情報公開に関しては、融資契約締結済みの案件の環境レビュー結果やモニタリング結果の公開を行っていません。また、SACE では、環境社会配慮確認ガイドラインに特化した形での異議申立制度は設置されておられません。ここまでが ECA の概要になります。

さて、ここでご参考として赤道原則についてご説明したいと思います。赤道原則とは、英語で Equator Principles と呼ばれるものをそのまま訳したのですが、プロジェクトに関連するファイナンス等において環境社会リスクを軽減するための金融機関の自発的な取り組みを示したガイドラインです。この赤道原則、採択した金融機関は EPFI と呼ばれ、この EPFI は、赤道原則を順守するプロジェクトに対してのみ融資することが定められています。赤道原則の構成は右側の図に示したとおりですが、主要な部分はこちらで示した 10 の原則と書かれている部分であり、原則 1 から原則 10 まであります。もともと赤道原則は、2003 年に民間の金融機関の間で制定された自主的なガイドラインでしたが、近年、公的金融機関にも広がりを見せており、現在、世界で 37 カ国 116 の金融機関がこの赤道原則に署名しております。本日の発表でお話ししました USEXIM、EDC、UKEF を含む ECA も署名しております。なお、日本の金融機関で現在この赤道原則に署名しているのは、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、三井住友信託銀行、農林中金、日本生命、新生銀行、そして DBJ の 8 機関となっております。この赤道原則、これまで 2013 年、2016 年、2019 年と 3 回改訂が行われており、現行版はこの 2019 年に改訂された第 4 版であり、EP4 というふうに呼ばれています。なお、この赤道原則協会の公式サイトには、2020 年 9 月 23 日付で EP4 を適用するプロジェクトに向けたガイダンス文書も公開されています。

ここで、現行版である 2019 年に改訂された EP4 における改訂ポイントをご説明いたします。2019 年の改訂では、大きく、その赤道原則のスコープ、人権、適用される環境社会基準、気候変動、生物多様性について改訂が行われました。まず、赤道原則の適用範囲について。赤道原則が適用される対象はここで示したとおり拡大しました。具体的には、プロジェ

クト紐付きコーポレート案件の閾値が、総借入額 1 億米ドル以上から、50 百万米ドル以上になりました。そして、適用対象として Project-Related Refinance 案件、そして Project-Related Acquisition Finance 案件が追加されました。

次に、人権についてです。人権への潜在的な影響に対し評価を実施されることが期待されるとの表現が記載され、さらに原則 5 や原則 6 において、ステークホルダーエンゲージメントにおいて FPIC に係る新たな内容が追加されました。また、苦情処理メカニズムの対象として労働者が追加されております。

次に、適用される環境社会基準について。旧バージョンである EP3 では、所在国の環境社会関連の法規制の適合性を評価するというように規定されていた先進国において、改訂後はプロジェクトにおいて特定のリスクが存在する場合においては、必要に応じて IFC パフォーマンススタンダードを参照するという規定に変更されました。

そして、気候変動について。2015 年のパリ協定の目標達成を支援し TCFD に沿って気候変動関連情報を EPFI が公開することに努めるという明記がされました。また、融資を受ける顧客は環境社会アセスメントまたはその他のアセスメントの一環として気候変動リスク評価を実施する要請が追加されています。さらに、プロジェクトの温室効果ガス年間排出量が 10 万トン以上の場合、融資を受ける顧客は温室効果ガス排出量に加え、必要に応じて温室効果ガス排出効率を毎年公開することも追加されました。

最後に、生物多様性について。こちらは機密性の低い生物多様性に関する情報について、生物のデータベースである Global Biodiversity Information Facility へのデータ提供を推奨するとの一文が追加されています。以上が EP4 における主な改訂点になります。

では、ここから後半、前回 JBIC/NEXI がガイドラインを改訂した 2015 年以降に、環境社会配慮確認ガイドラインを改訂した機関における事例として、EBRD と IDB の事例をご紹介します。まず、EBRD の環境社会配慮確認ガイドラインについてです。EBRD の環境社会配慮確認ガイドラインは、Environmental and Social Policy という文書になります。名称にも入っているとおり現行版は 2019 年に改訂されたものです。プロジェクト分類はカテゴリ分類が導入されており、A/B/C/FI/IESE のカテゴリが用いられています。EBRD の環境社会配慮確認ガイドラインは、大きく分けて二つのパートから構成されており、前半は EBRD の基本原則、後半は顧客向けの要求事項である Performance Requirement (PR) と呼ばれますがこちらから構成されています。さらに、EBRD 環境社会配慮確認ガイドラインを補完する文書として、投資対象プロジェクトの環境社会審査とモニタリング手順を定めた文書も公開されています。EBRD の特徴としては、カテゴリ IESE を導入している点が挙げられます。本日のお話でカテゴリ FI を導入してる機関が出てきていませんでしたが、この FI というカテゴリは、他の金融機関を仲介して融資をする場合のカテゴリであり、JBIC を含め他の国際金融機関では一般的に見られるカテゴリです。しかし、この IESE というカテゴリはあまり他の金融機関では見られません。この IESE、分類時に十分な情報が得られない場合、適切な分類と評価範囲を決定するための暫定的なカテゴリとして位置付けられていま

す。いったん IESE として分類されたプロジェクトは、その後最終的にカテゴリ A/B/C/FI のいずれかに分類されることになっています。

さて、この EBRD の環境社会配慮確認ガイドラインは、現行版は 2019 年版とお話ししましたが 2018 年 2 月からこの改訂が開始され、2019 年 4 月に公開されたものが現行版となっています。改訂のスケジュールはここに示したとおりで、大きく二つのフェーズで実施されました。ステージ 1 は 2018 年 2 月から 4 月まで実施されたもので、旧 EBRD 環境社会配慮確認ガイドラインを踏まえた実施状況報告、近年のグッドプラクティス、他の金融機関の動向、この 3 点に関してパブリックコメントとステークホルダーのコンサルテーションが実施されました。ステージ 2 は、ステージ 1 の結果を受けて EBRD がドラフトを提示しそのドラフトに対する意見を受け付け、最終的に 2019 年 4 月 25 日に新たな EBRD 環境社会配慮確認ガイドラインが公開されています。さまざまな点が改訂されましたが特徴的な点をこちらに示しました。EBRD は Good International Practice にのっとり、融資するプロジェクトの継続的な改善を促し、プロジェクトの評価、モニタリングにおいて人権リスクを特定し対処するプロセスを段階的に強化していくことを目指すと、EBRD の姿勢を追記しました。また、気候変動リスク評価についても言及しており、顧客に対して気候変動リスク評価の実施を求めるとする一方、気候変動リスク管理にあたっては、顧客が十分な能力を有していない場合も想定されることから、その管理体制の構築等を EBRD が支援するという文言も追加されています。なお、この点について具体的にどのように気候変動リスク評価を実施するかについては、記述は追加されていません。また、生物多様性のノーネットロスを目指すものも追加されています。さらに、これに関して生物多様性オフセットの設計および実施方法に係る要求事項が追加されました。また、モニタリングにおける環境社会行動計画の実施状況を確認する点についても追加されています。

さて、2019 年に改訂された EBRD の環境社会配慮確認ガイドラインの構成は、こちらに示したとおりです。少しバランスが悪くなっておりますが、EBRD の基本原則と顧客に求める PR から構成されています。第 1 回でご説明した IFC や世銀と同様、この顧客に求めるスタンダードのパート、EBRD の場合 PR となっておりますが、こちらの構成はほぼ同様な構成、立て付けとなっております、PR1 から PR10 までございます。

さて、次に、昨年改訂された IDB の環境社会配慮確認ガイドラインについてです。IDB の環境社会配慮確認ガイドラインは、Environmental and Social Policy Framework と呼ばれます。プロジェクト分類は、カテゴリ分類に相当するインパクト分類が導入されており、A/B/C/FI のカテゴリが用いられています。さらに、リスク分類も併用されており、こちらは、High、Substantial、Moderate、Low の 4 段階で分類が行われています。この併用されているという点は、IDB の特徴的な点として挙げられます。この IDB の環境社会配慮確認ガイドラインは、昨年改訂されたとお話しいたしましたが、かなり大掛かりな改訂となりました。旧 IDB 環境社会配慮確認ガイドラインは、5 つのポリシーから構成されており、それぞれ一番上位に当たるポリシー、災害リスクポリシー、住民移転ポリシー、ジェンダーポリシ

一、先住民族ポリシーという5つから構成されていました。しかし、それぞれ別の時期に策定されており、一貫性が低く分かりにくいといった点が指摘されていました。このため、IDBでは昨年の改訂を経て、IFCに類似したスタイル、つまり環境社会配慮に係る方針と借り手に求める環境社会配慮の基準(Standards)の2部構成を導入することとなりました。なお、改訂に併せて環境社会面に関する組織改編もIDBでは実施しています。この組織改編は、これまでは1つのユニットが全ての環境社会配慮確認に関する対応をしていたところ、これをカテゴリ分類は環境レビューを行う環境社会ソリューションユニットとこのユニットの提案をレビューする環境社会リスクユニットと、2段階に分けるという組織改編というふうになっております。

さて、このIDBの環境社会配慮確認ガイドラインの改訂の目的は、先程からお話ししたとおり、ポリシーに含まれる環境面と社会面の要素を一つの枠組みに統合し分かりやすくし、IDBと借り手の責任を明確にすることとして実施されていました。改訂のスケジュールはここに示したとおりです。IDBの場合は、まず初めに第1次ドラフトを公開し、それを受けて昨年4月までにパブリックコンサルテーションを実施しました。この結果を踏まえてさらに2次ドラフトを公開し、パブリックコメントを実施。最終的に、昨年9月16日に新たなIDB環境社会配慮確認ガイドラインが公開されています。様々な点が改訂されましたが、特徴的な点はこちらに示したとおりです。まず、IFCパフォーマンススタンダードを参考にして作成が進められ、その内容にIDBの独自性を踏まえて旧IDB環境社会配慮確認ガイドラインとIFCパフォーマンススタンダードのギャップが埋められる形で改訂が進められました。例えば、旧IDBガイドラインでは、災害リスクに係るガイドラインが個別に制定されていたことから、こちらで言及されていた災害に特化した内容を関連するパートに振り分けられる形で追記されています。また、別途策定されていたジェンダーに係るガイドライン。こちらは、新たなスタンダードとしてPSにはない部分として独立させました。さらに、特に労働環境に係るパートはかなり協議が行われ、パフォーマンススタンダードをベースにしつつもIDBに合わせた形で更新が行われています。さらに、カテゴリ分類に加えてリスク分類を併用する形を取った点は、先程もお話ししたとおり特徴的な改訂となっていました。さらに、温室効果ガスの排出を最小化するための技術的・財務的に実行可能でCost Effectiveなオプションを検討するといった点を顧客に求めるという点を追記されています。

さて、IDBの環境社会配慮確認ガイドラインの構成はこちらに示したとおりです。IDBの方針を示したPolicy Statementと顧客に求めるスタンダード、IDBではESPSと呼びますがこちらから構成されています。第1回でご説明したIFCや世銀、そして先程ご説明したEBRDと同様、この顧客に求めるスタンダードのパートは、その構成は同じような立て付けとなっておりESPS1からESPS10までございます。

さて、ここまでの改訂済みの機関としてEBRDとIDBのご紹介をいたしました。現在、改訂が進められている機関もございます。一つ目がAIIBとなります。AIIBの環境社会配慮

確認ガイドラインに相当するのは、Environmental and Social Frameworkであり、こちら2019年2月に一部改訂が行われたものが最新版となっております。改訂プロセスは、こちらに示したとおりで、フェーズ1とフェーズ2の2段階で実施されました。フェーズ1のパブリックコメントに関しては、ドラフトを公開した上で実施したかどうか、現時点でホームページ上から情報が削除されており詳細が不明となっております。しかし、フェーズ2については当初、フェイス・トゥ・フェイスのコンサルテーションを実施するというのも想定に入れていたみたいですが、新型コロナウイルスの影響を受けてパブリックコメントを実施したという経緯があるようです。なお、必要に応じてビデオカンファレンスも実施可能との記載がホームページ上にはございましたが、実際にそれを行ったかどうかは把握しておりません。なお、こちら2021年3月20日にこの改訂は完了見込みというふうにホームページ上、記載はされていますので、もう間もなく新たなものの何かのアナウンスがされるものと考えております。

さて、改訂ドラフトにおける主な改訂ポイントは、ここに示したとおりです。ジェンダーの平等、性的搾取、虐待等のハラスメントのリスクの特定および配慮、顧客が実施するプロジェクトにおいて気候変動に対応した新たな技術や製品やサービスを採用することの奨励、環境社会ガバナンス(ESG)投融資の考え方を踏まえた評価、生物多様性や生態系への気候変動の影響に伴うリスクを考慮する、そして、必要な対策を検討することに対するAIIBのTechnical Assistanceによる支援を行う点、こういった点が追加されました。また、新設および既存のダムに係る要求事項も強化されております。

もう一つの改訂中の機関は、ADBとなります。ADBはAIIBと比較してもまだかなり改訂の初期フェーズの段階です。ADBの環境社会配慮確認ガイドラインはSafeguard Policy Statementと呼ばれており、2020年11月にその改訂に向けた情報が公開されました。これによると今後2年間で改訂を計画しており、被影響住民、NGO、政府系機関、民間企業等を含むステークホルダーとのコンサルテーションも計画されているようです。

今回のADBの改訂目的は、ここに示したとおりで大きく三つ挙げられています。まず一つ目が、アジア・太平洋地域の開発事情、顧客のニーズ、新しい資金調達方法への変化へ対応すること。二つ目が、他の多国間金融機関の環境社会配慮確認関連の文書との調和を図り、手続きの合理化を進めること。そして三つ目が、これまで運用されてきた旧環境社会配慮確認ガイドラインである、ADBセーフガードポリシーステートメントに対応するADBの独立評価部門からの勧告、こちらはもう既に公開されておりますが、こちらの検討状況を踏まえてその内容を反映すること。この3点が大きな改訂目的であるというふうにされております。改訂スケジュールですが、こちらに示したものがADBのホームページに現在公開されている情報となります。ADBのウェブサイトによれば、環境社会配慮確認のガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合を、2021年3月までに開催をするというふうになっているものの、本日時点で具体的な日程の通知はなされておられません。全体的なスケジュールについても後ろ倒しになる可能性もあります。こちらは、全ての背景を把握しているわけではあ

りませんが、新型コロナウイルスの影響はプロジェクトそのものに対するものも含め、ADBの環境社会配慮確認ガイドラインの改訂でも少なからず影響が及んでいるものと思われる。いずれにせよ、近日中にADBからのアナウンスが期待されるところです。

それでは、本日の纏めとなります。まず、ECAにおける環境社会配慮確認ガイドラインについて。各国ECAの環境社会配慮確認ガイドラインは、基本的にOECD環境コモンアプローチの内容を踏まえて策定されています。いずれの機関とも環境社会配慮確認の手順を示したガイドラインとなっていることが多いです。そして、環境関連の情報公開ですが、環境レビュー結果の公開やモニタリング結果の公開等については限定的に行われています。さらに、環境社会配慮確認ガイドラインに特化した形での異議申立制度を整備している機関は調査対象ECAの中ではUSEXIMのみでした。また、ガイドライン改訂にあたって、大規模な形でのパブリックコンサルテーションは行われておらず、パブリックコメントが実施されないというケースもありました。

そして、その他国際機関におけるガイドラインについてです。2015年以降に実施された国際機関におけるガイドラインの改訂は、前回ご説明した世銀を含め、EBRD、IDB共にIFC持続可能性枠組みの構成や内容を参照しておりました。つまり、国際機関にとってIFC持続可能性枠組みの形がモデルになりつつあるということがいえると思います。また、顧客のキャパシティーを評価しつつ、気候変動などで実行可能な要求をしつつ、その対応能力を補うべくテクニカルアシスタンスによる支援を通じて実行性を確保しているという国際機関が多くなっています。市民社会とのパブリックコンサルテーションを行わずに改訂する国際機関も見られましたが、概ね数回のパブリックコンサルテーションを実施するというプロセスで改訂が進められているというのも国際機関の特徴です。そして最後に、今年本格的に始動と思われる改訂としてADBが挙げられ、アジア地域における国際機関ということで、こちらの改訂が注目されるところです。以上となります。どうもありがとうございました。

【司会】

ご説明をどうもありがとうございました。それでは質疑の方に移りたいと思います。本件につきまして、皆様のご意見、あるいはご質問を頂戴したいと存じます。本会合冒頭に申し上げましたが、画面上目視による挙手の確認が難しいため、ご意見、ご質問ございましたらZoomの挙手ボタンでお願いいたします。私の方で通知表示されている方に順次お声掛けさせていただきます。また、ご発言される際はお手数ではございますが、カメラをオンにし所属、お名前をおっしゃっていただいた上でご発言いただくようお願いいたします。では11番の方、お願いいたします。

【エンジニアリング協会 齋藤様】

宜しいですか。エンジニアリング協会の齋藤でございます。お世話になります。OECD環

境コモンアプローチに関する質問なんですけど、その環境レビューやモニタリング結果の公開についてどのように規定されていますかということと、それから、異議申し立てに関して何か規定ありますかという2点、お願いしたいんですけども。

【司会】

それでは、イー・アンド・イーソリューションズ様、お願いいたします。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

まず、環境レビュー結果の公開とモニタリング結果の公開についてですね。

【エンジニアリング協会 斎藤様】

はい。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

OECD の環境コモンアプローチではパラグラフ 41 というのがございまして、そちらにおいては、カテゴリ A およびカテゴリ B のプロジェクトは最終的なコミットメントを行った場合、レビューした情報の種類、適用された国際基準、追加情報の入手をさらにするための ECA の連絡先を公開することというふうにされております。具体的にここに環境レビュー結果やモニタリング結果というふうには明記されておらず、必ずしもやりなさいというふうには明記されておられません。ただし、この環境レビュー結果やモニタリング結果というのは、ここで書かれている環境および社会に関する情報というのに含まれていると思いますので、大きな意味では規定されているということになるかというふうに理解しております。

【エンジニアリング協会 斎藤様】

分かりました。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

もう一つが、異議申し立て制度ですね。

【エンジニアリング協会 斎藤様】

その規定についてですね。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

OECD 環境コモンアプローチ上では、どのような形で異議申し立てを受け付けるべきかというのは規定されていません。実際には、全て ECA に任されているというのが実態であるというふうに理解しております。

【エンジニアリング協会 斎藤様】

どうもありがとうございました。

【司会】

それでは他にご質問のある方、8 番の方ですかね。お願いします。

【日本機械輸出組合 香取様】

日本機械輸出組合の香取と申します。よろしくお願ひいたします。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

お願ひいたします。

【日本機械輸出組合 香取様】

14 ページにフランス公的投資銀行 BPIFRANCE が出ているんですけども、この中の概要のところパリ協定に貢献するかどうかの正の影響について確認するという事になってますけれども、これは、そういう正の影響のあるプロジェクトにしか融資しないってことなのかどうかということが1点で、もう一点は、政府の公的な銀行ですから、環境ガイドラインにおいて顧客に対して気候変動に関する情報公開など特別な要求・条件を付けてるのかどうかをお伺いしたいと思います。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

正の影響にどのように貢献し得るかという点は、プレゼン中にも少し申し上げたのですが、この正の影響を確認して正の影響が無いから支援をしないということではなくて、あくまでも負の影響だけでは無くどういったポジティブなインパクトもあるのかというのを BPIFRANCE として把握したいという意図でこのような記載がされているので、パリ協定に貢献をしないから支援をしないというふうにしてるわけではないと理解しております。

【日本機械輸出組合 香取様】

分かりました。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

あと、もう一点が気候変動に対する要求事項ですが、具体的にこのガイドラインの中には記載がされていません。ただ一方、このガイドラインはあくまでも ECA としてのコモンアプローチに準じた形での要求事項なので具体的なことは書かれていないんですが、BPIFRANCE としては、サステナブルファイナンスに貢献するという事で、別の部署の方でそういった

グリーンファイナンス系の検討が開始されてるということで、同じような検討は別部署で行っているというふうに聞いております。

【日本機械輸出組合 香取様】

分かりました。ありがとうございました。

【司会】

それでは次に、チャットのほうでご連絡いただけてますが42番の方、どうぞよろしくお願ひします。

【日本貿易会 清矢様】

日本貿易会の清矢でございます。2つ質問がございます。一つは、OECDの環境コモンアプローチについてなんですけれども、JBIC/NEXIさんは、2016年改訂に対してどのような対応をされたのかということの説明をいただけると助かります。それから二つ目は、他のECAでは環境社会配慮確認ガイドラインの異議申立制度、これを作っていないようでありまして、米輸銀でも内部に対応する窓口があるということで独立した外部の人材が対応していないというようでございます。JBIC/NEXIさんは、この制度を立ち上げて20年近くになっていと思いますけれども、他のECAでこういったような異議申立制度を作ろうという動きというのは、何か出てきているのでしょうか。以上、2つでございます。よろしくお願ひします。

【司会】

ありがとうございます。それでは1点目の質問、JBICの方から回答をお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

聞こえてますでしょうか。JBICの五辺でございます。一つ目の質問ですね。OECDのコモンアプローチの改訂は2016年に行われましたけれども、こちらの改訂につきましては、私どもも必要な改訂は環境ガイドラインの中に盛り込んでおります。具体的には、スクリーニングフォーム、これの問い立てのところの改訂を行っております。人権に対する重大な影響を及ぼす可能性があるかどうかということを確認する設問をスクリーニングフォームに追加することによって、今回2016年のコモンアプローチで要求されている事項を満たすことができるように確認ができるような形の体制にさせていただきました。こういう形の改訂につきましては、前回のガイドラインの改訂の際に、こういったコンサルテーション会合を開催せずとも改訂ができるというふうにさせていただきましたことでもありますので迅速に対応をさせていただきました。ガイドラインの本文につきましては、その他の点につきましては現在の我々の環境ガイドラインの記載ぶりでコモンアプローチの要求事項は満たし得

るものだろうということで、特段、追加的な改訂は行っておりません。以上です。

【司会】

ありがとうございます。2点目のご質問で、他のECAで異議申立制度に関する何か動きとか、情報ということですが、こちら何かイー・アンド・イーソリューションズ様の方で情報お持ちでしょうか。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

先程のプレゼンテーションでは、環境社会配慮確認に特化した形での異議申立制度があるかないかといった形でプレゼンさせていただいたんですが、異議申し立ての考え方としては、各ECAともまずはプロジェクトベースで対応するというのが一番大切というのがどこのECAでも同じスタンスで臨んでいるという理解しております。プロジェクトベースでどうしても解決できない場合においては、金融機関側で受け付けるのですが、現在、異議申立制度として制度化されてはいないものの、個別に対応している機関が多いというふうな認識です。なので、現状としては特段JBICやNEXIのような異議申立制度といった形で制度化はしないものの、同様に対応は行っているというふうに理解しております。

【司会】

ありがとうございます。それでは次の方ということで、14番の方、お願いいたします。

【FoE Japan 波多江様】

ありがとうございます。FoE Japanの波多江と申します。本日もこのような機会を頂きどうもありがとうございます。まず最初にお礼を申し上げたいと思うのですが、前回の2月16日にNGO3団体から提出させていただきましたNGOの提言書について、JBICさん、NEXIさんのホームページの方に早速掲載していただきましてどうもありがとうございました。この場をお借りしましてお礼申し上げます。

本日の内容で質問が1点ございます。前回のコンサルテーションの際にもJBICさん、それからNEXIさんの異議申立要綱の改訂についても、ご意見差し上げたかとは思いますが、今日のECAの動向についての調査内容については、各機関の異議申立制度の有無ですとか、そういったことが調査内容に入ってたかと思うのですが、前回のWorld Bank、それからIFCの調査内容の方では、例えば、コンプライアンスメカニズムですね。要は、World Bankであればアカウンタビリティメカニズム。それからIFCであれば、IFCとMIGAの方で整えているコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマンという、いわゆる異議申立の制度がございまして、こちらの内容については全く触れられておりませんでしたので、それがなぜなのかということと、私達からすると、JBICさん、NEXIさんのその異議申立制度ができた経緯としましては、経緯というかそのプロセスの中では、非常に

World Bank、IFC、それから今、改訂を行っている ADB の、すいません。事務所の方で電話が鳴ってまして申し訳ないのですけど。World Bank、IFC、それから ADB のそうした異議申立制度を非常に例に取ってというか具体的に考えて、JBIC さん、NEXI さんの制度ができていますかと思しますので、ぜひこういった多国籍機関の内容、動向ですね。そういったものも、異議申立制度の方でも含めていただきたいと思います。すいません、ちょっと長くなりましたが。

あと 1 点、追加の情報で申し上げたいんですけども、先程 ECA の方で、各機関で異議申立制度があるかどうかというお話だったんですが、今回の調査内容で入っている 6 機関の方では調査されたとおりののかなと思うんですけども、例えばオランダの ECA の ADSB なんかは 2018 年から Guidelines for submitting a complaint というような異議申立制度を設けているようなので、こういったこともぜひ参考にして JBIC さんと NEXI さんの方で申立要綱の改訂についても検討いただきたいなと思っております。どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

【司会】

コメントをどうもありがとうございます。JBIC の方から何かコメント等あればお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。波多江さん、どうもありがとうございます。ご質問いただいた点、前回ご説明した世銀、それから IFC のパフォーマンススタンダード、こちらにつきましては私どもの今回ご説明させていただいた趣旨としては、我々がコンプライする要は国際的な基準として参照するものとして皆さんによく内容を知っておいていただくほうがいいのかということで、環境ガイドラインの中身の方にだいぶフォーカスを当てて作っていたということがございます。そういったこともあって、コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマンとかの方の説明が漏れてしまったということでもございまして。他方、今回 ECA につきましては、我々と横並びという観点で、各組織としてどういう体制で対応してるのかという観点からのご説明をしてもらおうと思ったこともあって、こういうふうな内容の差異が出てしまっているのですけども。コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマンについては、そういった背景でございます。以上です。

【司会】

それでは次、ご質問ということでございまして、4 番の方、お願いします。

【日本機械輸出組合 南塚様】

聞こえますでしょうか。

【司会】

大丈夫です。

【日本機械輸出組合 南塚様】

日本機械輸出組合の南塚といいます。先程のご報告の纏めのところに、各 ECA が OECD の環境コモンアプローチと、大体、同一にしているという中で、ガイドラインの改訂にあたってパブリックコンサルテーションをしてるところがあんまり無い中で、JBIC/NEXI さんでこのように長期間にわたって長時間の意見交換をされてるということにまずは感謝しております。

私の質問は、これまでの改訂したことよりも、今、改訂中の機関、特に、AIIB も関心はあるんですが、ADB については、ADB がアジアを中心とする途上国にさまざまな分野で支援してるということもあって産業界も関心を持ってるものですから、何か特に今回の改訂の検討の中で、我々が心得るべきことがあれば教えていただければと思います。以上です。

【司会】

ADB の改訂に関しまして、イー・アンド・イーソリューションズ様の方で何か情報が更に追加的にございますでしょうか。あるいは、補足等ございますでしょうか。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

先程少しプレゼンテーションで申し上げたのですが、ADB についてはまだ詳細な情報が出てきていない状態で、ただ、既に ADB のところで少しお話しさせていただいたんですが、ADB としてはかなり大幅な改訂を想定しているというふうに見込んでいます。なので、我々もかなり注目しているところではありますので、ADB が今後こういった形で改訂を論点を絞っていくのか、こういった形でコンサルテーションを行っていくのかというのは注目すべきかなとは思いますが。申し訳ございません。現時点では詳細の情報というのまでは、こちらとしては把握し切れていないというのが実態です。

【日本機械輸出組合 南塚様】

ありがとうございました。

【司会】

それでは、続きまして7番の方、お願いいたします。

【日本機械輸出組合 根岸様】

聞こえますでしょうか。日本機械輸出組合の根岸と申します。同じく改訂中の機関についてのご質問なんですけども。AIIB ですが、こちらご説明を聞いた中では国際機関としては

少し透明性が低いという印象を受けたんですけども、もう一度確認させていただきたいんですけどもコンサルテーション会合が行われなかったということで宜しいでしょうか。あと、パブリックコメントの実施は行ったということなんですけども、こちらはフェーズ 1、2 と 2 回に分けてドラフトも 2 回提示したという理解で宜しいですか。以上です。

【司会】

では、AIIB に関してイー・アンド・イーソリューションズ様、お願いいたします。

【イー・アンド・イーソリューションズ 二郷】

AIIB に関しては、先程少しプレゼンテーションで申し上げましたが、全くパブリックコンサルテーションを実施しないつもりではなかったようでして、する予定で恐らく進めていたんだとは思われます。ただ、1 回目のフェーズ 1 の情報が既にホームページ上から削除されており、現状、詳細が確認し切れていない部分もあるんですけども、少なくとも 2 回目はドラフトを提示してパブリックコメントを受け付けたという形で。このときに本来であればパブリックコンサルテーションを実施したかったそうなんですけど、ホームページ上の記載によるとコロナウイルスの影響でパブリックコンサルテーションは実施せずに、あくまでもパブリックコメントとして実施したというふうに記載がありました。

【日本機械輸出組合 根岸様】

ありがとうございました。

【司会】

それでは次の方、16 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 遠藤様】

NGO メコン・ウォッチの遠藤と申します。よろしくお願ひいたします。先程、異議申立制度に関連して、世銀の CAO のことに関して少し漏れているというようなお答えを JBIC さんの方からいただきましたけれども、これに関しては何かもう少し調査をなさってこのコンサルテーションの場で公表していただくですとか、また異議申立要綱の見直しの方に入りましたらまた改めて調査をされるということでしょうか。

【司会】

それでは、JBIC の方から回答お願ひいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。漏れているというか、今回ここまで調査をするのに相当な私達

としても時間をかけて調査をしてきたところではございまして、その中のスコープとして、世銀や IFC の CAO といったものが入ってはいなかったということではございます。こちらのコンサルテーション会合、基本的には環境社会配慮ガイドラインの改訂のためのコンサルテーションということで、そちらの方にフォーカスして調査も行ってきたということではございまして、そういう意味で今のところ、コンプライアンス・アドバイザー・オンブズマン等の詳細な内容について調査をやっているわけではございませんので、もしそこについてのレポートをとということになってしまうと、かなり時間をいただくことになるのかなとも思いますし、私どもとして、その点について何か報告するという事は考えていないということではございます。以上です。

【司会】

それでは、その他ご意見、ご質問等はございますでしょうか。74 番の方、お願いいたします。

【国際石油開発帝石 木櫛様】

すいません。国際石油開発帝石の木櫛と申します。JBIC さんにお伺いしたいことが 1 点ございます。今日のご報告の中でも赤道原則の第 4 版の中でいくつか大きな改訂がなされているという状況にあると理解しております。とりわけ人権、それから気候変動、この 2 点については主要な改訂点となっていると理解しております。一方で、現行 JBIC さんのガイドラインでは、IFC のパフォーマンススタンダード、それから世銀のセーフガードポリシー、これを参照基準として掲げられているという中で、とりわけパフォーマンススタンダードにつきましても、現状、まだ改訂という話は聞こえてきていないという中で、この赤道原則で新規に追加された大きなこの 2 点ですね。人権、それから、気候変動、これについて、どういった方向性で JBIC さん、NEXI さんのガイドラインと改訂されることになるのか、もし現時点で何か方向性等ございましたら教えていただければ幸いです。以上です。

【司会】

それでは、ただ今のご質問につきまして JBIC、あるいは NEXI の方から回答お願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。赤道原則につきましては、今回、参考としてご説明をさせていただいたんですが、それは前半パートとしては ECA の環境社会配慮ガイドラインについての説明ということで、その中で OECD コモンアプローチの説明もした方がよからうというふうなことで、それに加えて ECA の中の一部は、こういった赤道原則についてもコンプライしてるところもあるので、こちらについてもご紹介したほうがよからうということで併せ

てご紹介をさせていただいたという趣旨でございまして、具体的にどういうふうな改訂をしていくかというところは、まだ論点も出そろっているわけではないというふうに理解しておりますので、これからそういったものを見ながら考えていくということで現段階で何か方向性が固まっているということではございません。以上です。

【国際石油開発帝石 木櫛様】

ありがとうございます。承知いたしました。

【司会】

他にご意見、ご質問はございますでしょうか。16 番の方、お願いします。

【メコン・ウォッチ 遠藤様】

メコン・ウォッチの遠藤です。すいません、先程の点に戻るんですけども、CAO について、詳細な内容をということではないというのは理解をしたんですけども、ただ、もし異議申立要綱の部分も含めてガイドラインを見ていくというふうになった場合には、CAO について、他の機関の異議申立制度についてもある程度の情報がないとできないことかなと思いますので、そのところを何か把握されてるようでしたら公表していただきたいですし、調べられる範囲でお願いできないかなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

【司会】

それではただ今の点ですけども、JBIC の方、いかがでしょうか。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。先程も申し上げたような形で、本件は、基本的には私どもも環境ガイドラインの改訂のためのコンサルテーションというふうに考えておりましたので、異議申立制度についての詳細な調査というのは、やってないというところではございますけれども。前回の会合の場でも異議申立制度についてもご意見を申し述べたいという話も頂いております。私どもとしては、異議申立制度というのは非常にテクニカルな制度ではあるということもあるので、こういう形で広く意見を募りながら改訂をしていくということは、そぐうものなのかどうなのかってところはあるんですけども、ご意見を頂けるということであればそれはお聞きしてご参考にさせていただくということなのかなというふうに考えております。詳細な調査というのはちょっと難しいとは思いますが、何らか説明するという機会も、もしそういった異議申し立てについて今後議論する場があれば、そういったことを説明することも考えたいと思います。どこまでできるかっていうのは今の段階でまだ何ともお約束できるわけじゃないんですけども、そういうふうな考えでおりま

す。

【司会】

それでは、続きまして14番の方、お願いいたします。

【FoE Japan 波多江様】

ありがとうございます。FoE Japanの波多江です。今に関連してなんですけれども、前回も五辺さんの方からご回答があったように、異議申立要綱の中ではガイドラインの見直しに併せて本要綱の見直しを実施するとありますので、私達としては、実はこのガイドラインの改訂に併せてこの異議申立要綱の見直しが行われるものと理解して発言していたんですけれども、今、今日のJBIC五辺さんのご回答では、要は今回のこのパブリックコンサルテーションでは、異議申立要綱についてはまたスコープは別にすると、議論の場を別に設定していただく形になるという理解で宜しいでしょうか。その場合も、こういった広くパブリックコンサルテーションにするかはまだ分からないけれども、意見を聞いていただく、あるいはJBICさんの方から、NEXIさんもですけども、ご説明いただく機会ということをこれから考えていくということでしたら宜しかったでしょうか。それからスケジュール的なものも、実は私達は気になっておりました、意見をもし提出するのであればどれくらいまでに提出したほうが宜しいのかとか、分かる範囲でもう少し教えていただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

【司会】

それではJBICの方から、回答お願いしたいと思います。

【国際協力銀行 五辺様】

JBICの五辺でございます。こちら異議申立制度の見直しというのは、一応その規定の中でガイドラインの見直しに併せて実施するというふうに書かれております。見直しについては、それまでに蓄積された利用者、それからガイドラインの担当審査役からの意見、こういったものに基づきながら検討を行うというふうになっております。他方、環境ガイドラインの方というのは、こういう書きぶりということではなくて、もう少し広く、いろんな方のご意見を伺いながら改訂していくというふうに書かれておりました、そういう意味では、書きぶりというか狙いとしてるところというのはやや違うのかなというふうには思っております。ですけども、こういう比較的密接した制度ではございますし、ご意見をお聞きするということはもちろんそういうことを妨げるものではございませんので、このコンサルテーション会合の中で異議申し立てについてもご意見をお聞きするというところで考えておりますので、これとは別途、何か別の場でやるというふうなことを考えているわけではございません。

【司会】

14 番の方、引き続きどうぞ。

【FoE Japan 波多江様】

申し訳ございません。ということは、このパブリックコンサルテーションで、異議申し立てのことも意見は述べたほうがよいということでしょうか。確認です。先程からこのコンサルテーションでは異議申し立てについての改訂はあんまり考えていないというような形だったかと思ったので、一応確認したかったのですが。

【司会】

JBIC、お願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

そうですね。ですので、もし何かご要望、提言書を出していただくということであれば、こちらもできるだけ早めに頂いてそれを踏まえてコンサルテーション会合の中でそれについてのお話を聞くということをやりたいと思いますので。

【FoE Japan 波多江様】

分かりました。どうもありがとうございます。

【司会】

他、ご質問、ご意見、いかがでしょうか。よろしいですか。特段、今、拝見する限りでは挙手の通知のほう、いただいてないようでございます。それでは、ご質問、ご意見ないようでございますので、定刻、ちょうど 15 時半というところでございますが、特段ないようでした、最後に今後の予定等を JBIC、あるいは NEXI の方から何か補足・説明することがあればお願いいたします。

【国際協力銀行 五辺】

JBIC の五辺でございます。次回の第 3 回のスケジュールでございますけれども、次、今 3 月ということもあって年度末、もしくは 4 月の新年度早々というのはちょっと様々なイベント等もございますので、そこは我々だけじゃなくて参加される皆様も同じかなというふうに思います。ですので、そういった時期を避けるということで、次回の会合は 4 月の中旬ぐらいということで予定したいというふうに考えております。次回ですけれども、JBIC および NEXI の環境社会配慮確認ガイドラインの実施状況調査の結果につきまして、それぞれ

の機関からご報告をさせていただきたいというふうに考えております。実地調査の方は引き続きまだ時間がかかっておりまして、次回会合での報告には間に合わないかなという状況でございますので、やはりコロナの影響等もあってなかなか関係者の時間を確保するのが難しいという状況がございます。そういったこともあって今のような状況になっておるんですけれども、鋭意努力をしておりますので、整い次第、実地調査のほうは報告をさせていただければというふうに考えております。従いまして次回の調査報告につきましては、机上調査をベースとした報告というふうにさせていただきたいというふうに考えております。次回の会合のご案内・ご連絡につきましては、今回同様おおよそ2週間程度前には皆様に送付させていただくというのを考えておりますので、ぜひ次回もご参加いただければと思います。ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございます。それでは以上をもちまして、本日の会合を閉会とさせていただきます。本日は、大変お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございました。

(了)